**平成２９年（フ）第９７号**
茨城県水戸市浜田１丁目８番31号　ウインザーハイムＢ棟201号、前住所茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3972番地
債務者　鈴木　和男
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１３１号**
茨城県水戸市下国井町1422番地
債務者　雨貝ふく子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１８号**
千葉県茂原市上林158番地１（ダイアパレス525号）
債務者　鈴木　利和
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第１９号**
千葉県茂原市押日277番地33
債務者　宇井　栄吾
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第２１号**
千葉県茂原市早野1828番地１
債務者　板倉きみ代
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２９年（フ）第５１号**
新潟市西蒲区川崎833番地３
債務者　椎谷　友理
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０２号**
新潟市北区嘉山２丁目９番15号　サンライズアベニューＢ101号
債務者　大柳　　博
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１０４号**
新潟県五泉市石曽根8070番地240
債務者　貝沼　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１１６号**
新潟市中央区白山浦２丁目20番地10　第２コーポ旭203号
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４１号**
富山県高岡市能町555番地332
債務者　田中　明美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

**平成２９年（フ）第１７号**
山梨県都留市古川渡882番地
債務者　藤本　高史
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２９年（フ）第１８号**
山梨県大月市梁川町綱の上965番地４
債務者　桑名沙耶可
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２９年（フ）第１１号**
岐阜県下呂市萩原町上村474番地
債務者　小池　隆行
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２８年（フ）第２１１号**
静岡県富士市柚木137番地の１グレイス五番館201号、前住所静岡県富士市北松野1001番地の９
債務者　深澤　順子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第２１９号**
静岡県富士市今泉2266番地の１　浅川アパート４号
債務者　日向　礼子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２９年（フ）第４３３号**
名古屋市中川区一色新町３丁目912番地　パーム　スプリングス505号
債務者　齋藤美記子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第６３３号**
名古屋市熱田区森後町３番22号　ファミール森後６Ｃ号
債務者　平部　和子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第６９号**
大津市穴太１丁目15番８号　エスターテ202、前住所大津市比叡辻２丁目９番３号　アドヴァンス比叡404
債務者　岡本　則子（旧姓石谷・堀井・石崎）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大津地方裁判所民事部